

令和 8 年度 第 2 回松戸市環境審議会
(会議録)

【開催日時】 令和 8 年 10 月 6 日(火) 午前 10 時から 11 時 30 分まで
【開催場所】 松戸市役所 新館 7 階 大会議室
【次 第】 第 2 回松戸市環境審議会

＊開会

＊挨拶

＊正副会長選出

＊議事

(1)松戸市ごみ処理基本計画について (諮問)

(2)松戸市災害廃棄物処理計画について (諮問)

(3)松戸市脱炭素政策の検討について (諮問)

＊その他

＊閉会

【出席者】 [委員]

- ・ 山田千香子 委員
- ・ 梅木 清 委員
- ・ 中村美枝子 委員
- ・ 竹内 公一 委員
- ・ 松田 茂一 委員
- ・ 湯浅 康弘 委員
- ・ 近藤 善信 委員
- ・ 長橋 初 委員
- ・ 藤田 隆 委員
- ・ 坂口 一枝 委員
- ・ 岩倉 三好 委員
- ・ 馬場 光浩 委員

[松戸市職員(事務局)]

- ・ 関根 嗣人 (環境政策課長)
- ・ 野中 亮 (環境政策課課長補佐)
- ・ 鎌田加奈子 (環境政策課主査)
- ・ 鈴木 純子 (環境政策課主査)
- ・ 田丸 恵梨 (環境政策課主任主事)

〔関係課（課名のみ）〕

- ・ 廃棄物対策課
- ・ 環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室

【傍聴者】 0 名

事務局	ただいまから、「令和 8 年度第 2 回松戸市環境審議会」を始めさせていただきます。本日司会を務めさせていただきます環境政策課の野中と申します。よろしくお願いいたします。 初めに、次第の 2、挨拶でございますが、先ほど委嘱されました委員の皆様におかれましては、初めての会議となりますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、山田委員から時計回りの順番でお願いいたします。
各委員	(委員自己紹介)
事務局	続きまして、この度、新しく参画される委員もいらっしゃることから、改めまして、事務局職員の紹介をここでさせていただきます。
職員	(市職員自己紹介)
事務局	引き続き、今後の本審議会が円滑に機能するよう努めて参りますので、よろしくお願いいたします。 次に、次第の 3、正副会長の選出に移らせていただきます。 会長、副会長につきましては、松戸市環境審議会条例第 6 条の規定により、「委員の互選により定める」となっております。 このことから、委員の皆様からご推薦をいただきたいと存じます。初めに、会長につきまして、どなたかご推薦いただけますでしょうか。
梅木委員	私は前期環境審議会委員を務めさせていただいておりましたが、山田委員には、会長として公平な立場で会議の議事進行を円滑に進めていただきまして、とても有意義なご議論ができた実感しております。そこで、審議会の会長には山田委員をご推薦したいと思いますのですが、皆様いかがでしょうか。
事務局	ただいま梅木委員から、山田委員をご推薦いただきましたが、他に推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。 いらっしゃらないようですので、会長を山田委員にお願いすることでご異議ありませんか。
委員一同	(異議なし)
事務局	ご異議なしということで、山田委員に会長をお願いしたいと存じま

	す。山田委員、よろしくお願いいたします。 ここからは、松戸市環境審議会条例第 8 条により、議事の進行を山田会長にお願いしたいと思います。山田会長よろしくお願いいたします。
山田会長	それではこれより私の方で議事進行をさせていただきます。 では早速ですが、副会長につきまして、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。
湯浅委員	松田委員を推薦させていただきたいと思います。松田委員は、商工会議所内での人望も厚く、リーダーシップを発揮しており、本審議会でも精力的に牽引していただけるとと思いますので、松田議員を推薦したいと思います。
山田会長	ただいま湯浅委員から、松田委員をご推薦いただきましたが、他に推薦される方はいらっしゃいませんか。 いらっしゃらないようですので、副会長を松田委員にお願いすることでご異議はございませんでしょうか。
委員一同	(異議なし)
山田会長	ご異議なしということで、松田委員に副会長をお願いしたいと思います。松田委員、よろしくお願いいたします。 それでは、会長副会長が決まりましたので、事務局の方で席の変更などをお願いいたします。
事務局	それでは、山田会長と松田副会長におかれましては、お手数をおかけいたしますが、前の席に移動していただけますでしょうか。
山田会長	それでは、議題を進める前に、私と松田副会長から簡単にご挨拶させていただきます。 改めて、聖徳大学の山田でございます。よろしくお願いいたします。 振り返りましたら、2017 年にこの環境審議会委員の方を拝命しておりました。それからですので、10 年目に入るかと思います。そして会長職の方は、2 期目に入らせていただきます。 10 年近い間を振り返りますと、気候変動の影響で、先日の台風 25 号の洪水や豪雨が身近に迫っていて、今まで想定内のことで私たちすべてが動いておりましたけれども、想定外のことが起こっております。 そうした中で、環境審議会につきましても、今までの想定内の段取りではなくて、想定外、環境審議会は非常に防災と関わって参ります

	ので、そうしたところの連携等、重要な段階になってきているのではないかと考えております。 そうした中で、行政の皆様におかれましては、大変な段階を迎えておりますけれども、私たち審議会委員が少しでもお役に立てるものであれば努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
松田委員	ただいま副会長を仰せつかりました松田と申します。 松戸商工会議所では1,000社ちょっとの会員がおります建設業部会の部会長をさせていただいております。今回この環境審議会の委員として、もう多分7、8年ぐらいになるのではないかと考えております。会長を支え、一生懸命やりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。
山田会長	それでは、はじめに本日の委員出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局	本日2名の方から欠席のご連絡をいただいております。 出席者は12名となり、松戸市環境審議会条例第8条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告いたします。
山田会長	ありがとうございます。 本審議会は公開となっておりますが、今回傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告いたします。
山田会長	それでははじめに、事務局からお手元の資料について確認させていただきます。事務局の方、お願いいたします。
事務局	配布資料につきまして、ご案内いたします。 資料1 松戸市環境審議会条例 資料2 松戸市環境審議会委員名簿 資料3 松戸市ごみ処理基本計画の見直し（案）について（諮問） 資料3-2 ごみ処理基本計画（案） 資料3-3 ごみ処理基本計画見直し概要 資料4 松戸市災害廃棄物処理計画の策定について（諮問） 資料4-2 松戸市災害廃棄物処理計画（案） 資料4-3 松戸市災害廃棄物処理計画（概要） 資料5 脱炭素政策の検討について（諮問）・（付議） 資料5-2 脱炭素政策の検討について 別紙 資料5-3 松戸市地球温暖化対策実行計画の改定計画における施策

	体系について 資料 5-4 松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 資料 6 松戸市脱炭素専門部会委員一覧 参考資料 1 松戸市環境審議会の運営方針等について となります。資料につきましては以上となりますが、不足等ありましたら、教えてください。
山田会長	皆様いかがでしょうか、資料の不足等ございませんでしょうか。今日は非常に資料がございますので、改めてご確認をお願いします。 次第 4 の議事に移る前に、資料 5 をご覧ください。環境審議会では、「松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について」及び「松戸市脱炭素政策の検討について」松戸市長から諮問があり、それぞれの施策に関して審議を行うため、地球温暖化対策部会及び脱炭素専門部会を設置し、付託事項について審議してまいりましたが、令和 8 年 10 月 1 日より地球温暖化対策部会と脱炭素専門部会を統合し、両審議について脱炭素専門部会で継続して審議してまいります。 この統合に伴い、部会に属すべき委員に変更がございます。 部会に属すべき委員の指名につきましては、松戸市審議会条例の第 9 条第 2 項及び同条 3 項の規定で「部会に属すべき委員、臨時委員及び部会長は、会長が指名する」となっておりますので、私が資料 1 のとおり指名させていただきます。 なお、部会長につきましては、引き続き奥委員を指名したいと思います。 では、この委員で、引き続き松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理を行っていただくこととなります。よろしくお願いします。 それでは、議事に移りたいと思います。 議題（1）「松戸市ごみ処理基本計画の見直し（案）について」は、松戸市長から環境審議会会長宛に諮問がございました。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	では事務局より説明させていただきます。 松環廃第 414 号、松戸市長 松戸隆政より松戸市環境審議会会長宛てに諮問がございました。 「松戸市ごみ処理基本計画の見直し案について（諮問）」 このことについて、松戸市環境審議会条例（松戸市条例第 13 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙の通り諮問します。」
山田会長	事務局より読み上げがございました「松戸市ごみ処理基本計画の見直し案について」、内容の詳細について、担当課より説明をお願いいた

	します。
廃棄物対策課	廃棄物対策課の坪井と申します。よろしくお願いいたします。 ごみ処理基本計画の見直しについてご説明いたします。 本計画につきましては、環境審議会でご審議頂いた後、12月14日から1月14日にかけてパブリックコメントを実施し、令和9年3月に策定する予定です。 今回の見直しの背景ですが、市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。こちらの計画は、概ね10～15年先を目標年度とし、概ね5年ごとに改定することとされています。 現行のごみ処理基本計画は、令和4年度～令和13年度までの10年間の計画期間としており、令和8年度が中間年となることから、このたび見直しを行うものです。 それでは、見直しの内容について、概要に沿ってご説明いたします。 まず、現行計画の目標と達成状況です。 目標①1人1日あたりのごみ排出量です。 循環型社会形成に向けた3Rの取り組みの中でも、最も優先されるのが排出抑制、いわゆるReduceです。そのため、ごみ総量を削減する指標として、市民1人1日あたりのごみ排出量を設定しています。 基準年度である令和2年度の実績は788g/人・日、令和13年度の目標値は750g/人・日です。令和7年度の実績は707g/人・日となり、目標を達成しました。 ごみの排出量は、分別種類が多い自治体ほど住民の環境意識が高まり、減少傾向にあります。投資においても、8分別と分別種類が多く、ごみの排出量の減少に繋がっていると考えられます。 続いて、目標②リサイクル率です。 資源となるものの分別を徹底し、リサイクルを推進することで、ごみ焼却量と最終処分量を同時に削減できることから、総ごみ量に対する資源化量の割合を指標としています。 基準年度である令和2年度の実績は24.2%、令和13年度の目標値は27.0%です。令和7年度の実績は24.1%であり、目標には達していません。 リサイクル率が上昇しない主な要因としては、リサイクル対象のごみの中でも全体に占める割合が最も多い紙類が減少していることです。ネットや電子媒体の普及による新聞等の出版部数の減少が考えら

	れます。 また、ペットボトルの普及によるびん・缶の減少も要因の1つと考えられます。 続いて、目標③焼却処理量です。 ごみの発生抑制や分別・リサイクルの推進は、焼却処理量の削減と環境負荷の低減につながることから、焼却処理量を指標としています。 基準年度である令和2年度の実績は107,561トン、令和13年度の目標値は99,500トンです。令和7年度の実績は100,142トンであり、目標には達していません。 焼却処理量はごみ排出量の減少に伴い減少傾向にあり、令和13年には目標を達成できる見込みです。 続いて、目標④最終処分量です。 本市では、市内に最終処分場を確保することが困難なため、その大部分を市外の最終処分場に依存しています。このため、市外への環境負荷をできる限り低減することを目的として、最終処分量を指標としています。 基準年度である令和2年度の実績は14,448トン、令和13年度の目標値は13,400トンです。令和7年度の実績は9,477トンとなり、目標を達成しました。 最終処分量については、リサイクルセンターが稼働を開始したことにより不燃残渣等が令和3年度実績1,851トンから令和4年度実績83トンと大幅に減少したこと、焼却灰の資源化を令和2年度実績397トンから令和7年度実績2,339トンまで進めたことが早期目標達成に繋がったと考えられます。 続いて、概要2ページをご覧ください。 今回の見直しでは、令和13年度の目標値を次のとおり設定します。 継続目標以外の目標値は過去6年間の実績を用いてトレンドで推計したものを基に設定しています。 目標①1人1日あたりのごみ排出量は、令和7年度実績が707g/人・日で、当初目標の750g/人・日を達成したことから、新たな目標値を680g/人・日とします。 目標②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、第11次千葉県廃棄物
--	---

	処理計画に合わせ、新たな指標として設定します。 令和 7 年度実績 381 g/人・日に対し、令和 13 年度の目標値を 360 g/人・日とします。 目標③リサイクル率は、令和 7 年度実績が 24.1%で、当初目標 27.0%を達成できていないため、引き続き 27.0%を目標値とします。 目標④焼却処理量は、令和 7 年度実績が 100,142 トンで、当初目標 99,500 トンを達成できていないため、引き続き 99,500 トンを目標値とします。 目標⑤1 人 1 日あたりのごみ焼却量は、国の第五次循環型社会形成推進基本計画及び第 11 次千葉県廃棄物処理計画に合わせ、新たな指標として設定します。 令和 7 年度実績 547 g/人・日に対し、令和 13 年度の目標値を 530 g/人・日とします。 目標⑥最終処分量は、令和 7 年度実績 9,477 トンで、当初目標 13,400 トンを達成していることから、新たな目標値を 9,100 トンとします。 続いて、目標達成に向けた施策の見直しについて、ご説明いたします。 基本方針 1、発生抑制の推進では、外国人への情報提供として、「家庭ごみの分け方出し方」の外国語版に、従来の英語・中国語・韓国語・ベトナム語に加え、ネパール語・インドネシア語を追加しました。これは松戸市の外国籍市民の人口上位 3 位がネパール、6 位がインドネシアとなっているためです。 事業系ごみの発生抑制では、廃棄物処理手数料について、本市では平成 10 年以降据え置いてきましたが、財政健全化や受益者負担の適正化、近隣市の状況を踏まえ、令和 9 年 4 月から一部改正することとし、本年 6 月定例会議会において改正案が制定されました。 基本方針 2 の再使用の推進では、粗大ごみの再使用について、新たに粗大ごみ等リユースモデル事業を開始したため、検討の項目から削除いたしました。この事業は、ごみの減量と障害者就労施設利用者の工賃向上を目的としており、粗大ごみ等の中から再利用可能なものを障害者就労施設へ譲渡し、修理・清掃後に販売しています。現在は市内 2 施設と連携し、常設店や市内イベント等で販売を行っております。 また、令和 4 年 10 月には、リサイクルセンター内に、常設店「リユース工房くりんくる」を開設いたしました。
--	---

	靴・バッグ・ベルトの再使用事業は、令和 7 年 3 月で終了したため削除し、新たに衣類等のリユース事業を開始しました。民間事業者と連携し、市内 15 か所に回収ボックスを設置して、リユースを推進しています。 基本方針 3 の再生利用の推進では、製品プラスチックについて、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、今後の交付金対象事業を実施するために必要となりますので、バケツやかご、洗面器など単一素材製品の分別収集について検討を進めます。 また、プラスチックごみの減量と再資源化を促進するため、民間事業者と協定を締結し、令和 7 年 1 月から使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収を開始しました。 基本方針 5 の安定した処理体制の維持では、焼却施設について、和名ヶ谷クリーンセンターと旧クリーンセンターの 2 か所を用地とし、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止時期に合わせ、新焼却施設の整備を進めます。 日暮クリーンセンターについては、老朽化を踏まえ、今後の施設の在り方を検討します。 また、ごみ中継施設については、新焼却施設稼働後の利用について検討することとしております。 最後に、基本方針 6 の個別の課題への適正な対応では、指定廃棄物対策として、随時、適正に処分していくこととしております。 以上になります。
山田会長	ありがとうございました。ただいま、担当課から説明がございましたが、ご意見ご質問等はございますでしょうか。 それでは、私の方から、目標達成が未達のところが 2 つございます。 リサイクルのところで、ごみの総量に対しての資源化处理した量のリサイクルの 5 つの指標なわけですが、それがあまり達成できていない。そうした中で、紙類の減少は多くの企業も同じかなと思うのですが、そうした減少化はあると。 今後の検討として、新たに出されていますけれども、プラスチックの分別収集の検討、それから使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収事業開始ということで、開始されたプラスチックの分別収集の検討はこれからになりますが、使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収

	事業の実績等について少しお話いただけますか。
廃棄物対策課	廃棄物対策課長富樫です。令和6年度から行っておりまして、重量につきましては、令和6年度10キロ、令和7年度41キロとなっております。以上です。
山田会長	市民にこれが周知されているかどうか、例えばこの行政庁舎の中ではこういったところに置いていて実績が出ているか、そのプロセスについてご説明をお願いします。
廃棄物対策課	周知といたしましては、広報まつど、X等で周知をさせていただいております。設置場所といたしましては市役所の本館に1ヶ所のみで設置させていただいております。
山田会長	ありがとうございます。 コンタクトレンズを使用している方に限定となりますので、意外に周知がなかなか難しいところかと思います。そういったところでも業績としては実績を上げてやっていらっしゃることに注目いたしました。 それからもう1点ですが、リデュースのところで、外国人への情報提供・啓発活動の中で、現在の松戸市の在住の外国人人口から、韓国や中国、それに追加して第3位にネパール、第6位にインドネシア語といった形が来ていますけれども、この外国人の国の増加というのは、技能に関するものなのか、それとも松戸市等で積極的に人材募集などをしていらっしゃるのか、そこのご説明をお願いします。
廃棄物対策課	外国人の関係について、増えていることは事実ですがどのような理由でというのは廃棄物対策課ではわからない状況でございます。
山田会長	ありがとうございます。 普段に生活していて、肌感覚ですけどやはり多くの外国人の方の人口が増えていることを感じます。そうした中で、どちらの国の方なのかわからないというのがありまして、今回、ネパールそれからインドネシアといった国々の人口が増えているといったことで、どうしてなのだろうという疑問が自然に湧きますので、そういったところを行政として、掘んでいらっしゃるのかどうかと思ってお聞きしました。もし、後でおわかりになりましたらよろしくお願いいたします。
廃棄物対策課	今資料を確認させていただいて、どこの国の人がというのは特にはないのですが、例えば、千葉県資料ですが、令和7年12月の時点で、経営管理という形で来られている方が約300名ほど、高度専門職という形で約200名ほどが来られているというデータはございます。 (※補足…技術・人文 約4,100人、特定技能 約1,600人、技能実

	習 約 1,400 名)
山田会長	国と言葉が全部一致するわけではありませんので、そういう技能的なものを、どういう人材を求めているのかといったところでちょっとわかりますね。ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。 それでは続きまして、議事（2）の方に入らせていただきます。 「松戸市災害廃棄物処理計画の策定について」ですが、松戸市長から環境審議会会長宛に諮問がございました。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事務局より説明させていただきます。 松環廃第 414-2 号、令和 8 年 9 月 14 日、松戸市長 松戸隆政より松戸市環境審議会会長宛に諮問がございました。 「松戸市災害廃棄物処理計画の策定について（諮問）」 このことについて、松戸市環境審議会条例（松戸市条例第 13 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙の通り諮問します。」
山田会長	事務局より読み上げがありました「松戸市災害廃棄物処理計画の策定について」、内容の詳細について担当課から説明をお願いいたします。
廃棄物対策課	廃棄物対策課の渡部と申します。 松戸市災害廃棄物処理計画について、ご説明をさせていただきます。 本計画は、環境審議会でご審議頂いた後、12 月 14 日から 1 月 14 日にかけてパブリックコメントを実施し、令和 9 年 3 月の策定を予定しております。 本日は、お配りしております概要版に沿ってご説明いたします。 それでは概要の 2 ページ目、計画改定の背景についてご説明いたします。本市では、平成 27 年度に「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定いたしました。しかしその後、国や県の上位計画が最新の知見をもとに改定されたため、これらとの整合性を図る必要が生じています。 また、近年、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、地震だけでなく風水害などへの備えも急務となっております。こうした背景から、従来の震災対策にとどまらず、風水害を含むあらゆる災害に対応できる松戸市災害廃棄物処理計画へ改定を行うものです。 続きまして 3 ページ目、計画の位置付けについてでございます。 本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「千葉県災害廃棄物処理計画」や、本市の防災基本計画など関連計画との整合性を図り

	ながら策定しており、本市における災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめたものです。 災害発生時には、本計画を基本としまして、被害状況に応じた柔軟な対応をまいります。 続きまして4ページ目、本計画において対象とする廃棄物の種類についてでございます。 1つ目は、災害によって直接発生する「災害廃棄物」です。これには、倒壊した建物、被災した家屋から片付けなど出てくる家具などの「片付けごみ」が含まれます。 2つ目は、被災者や避難所での生活に伴って日々発生する「一般廃棄物」です。具体的には、家庭の生活ごみ、避難所ごみ、そして、し尿が含まれます。 続きまして5ページ目、被害想定及び災害廃棄物の発生量についてでございます。 この計画で扱う廃棄物の量につきましては、「松戸市地域防災計画」などが示す被害想定をもとに、種類ごとに試算しております。災害発生時には、現地の被災状況を把握した上で、改めて発生量を推計し、実効性のある処理体制を構築します。 続きまして6ページ目をご覧ください。 事前対策としての平常時の取り組みについて、1点目としましては、廃棄物処理施設の災害対策です。施設の強靱化や水害対策を進めるとともに、BCP・業務継続計画などと連携し、被災時でも速やかに補修・稼働できる体制を整えます。 2点目としましては、仮置場候補地の選定です。仮置場候補地につきましては、公園、公共施設などの公有地を基本としまして、安全性や効率性を考慮しながら選定を行ってまいります。 3点目としまして、市民や事業者への周知です。平時から情報発信を行いまして、発災時のごみ排出の抑制や、適切な分別などの協力を呼びかけ、理解を深めてまいります。 続きまして7ページ目、事前対策としての処理体制といたしまして、まずは組織体制です。災害が大規模化し、通常の組織体制での対応が困難だと判断した場合につきましては、環境部内に災害廃棄物処理チ
--	--

	ームを設置しまして、関係部局と連携し、対応してまいります。 次に、他機関との協力・支援体制についてです。 県に対しましては、技術的支援の要請や、状況に応じた事務の一部委託、応援要請を行います。 他自治体とは、千葉県内の相互応援協定に基づき、速やかに支援を要請いたします。 民間事業者とは、すでに締結している収集運搬委託や仮設トイレの提供に関する協定に基づき、連携を強化してまいります。 さらに広域的には、国の支援ネットワークであります「D. Waste-Net」や、県が結ぶ協定なども活用し、万全の支援体制を整えてまいります。 続きまして8ページ目、発災後の災害廃棄物処理の基本方針についてでございます。 1つ目は、計画的な処理の推進といたしまして、大規模災害が発生しても、国が示す3年以内の処理完了を目指し、短期間での復旧を進めます。 2つ目は、適正処理の推進です。初期の排出・収集段階から徹底した分別を呼びかけます。また、自前での処理が困難な場合は、国や県、民間事業者へ速やかに応援を要請します。 3つ目は、資源化・減量化の推進です。災害廃棄物を復興の貴重な資材と捉え、効率的な選別とリサイクルを行うことで、最終処分する量を最小限に抑えます。 4つ目は、衛生的な処理の推進です。悪臭や腐敗による生活環境の悪化を防ぎ、公衆衛生の確保に努めます。 最後、5つ目としましては、安全性の確保です。作業現場や解体現場における、周辺住民と作業員の安全第一で運用してまいります。 続きまして9ページ目、発災後の業務の流れについてご説明いたします。 災害の初動期には、道路上の障害物の撤去や仮設トイレの設置など、生活に直結する対応を最優先で実施いたします。その後、避難所、被害状況の把握等、体制構築を進めるとともに、生活ごみ・し尿の処理を確保します。続きまして、仮置場の開設や市民への周知、公費解体等を進め、最終的には、実行計画に基づく処理、進捗管理、国庫補助の手続きを行ってまいります。
--	--

	続きまして10ページ目をご覧ください。 災害廃棄物の処理の優先順位についてです。 大規模災害が発生した際には、一度に大量の廃棄物が発生するため、すべての処理を同時に進めることは困難であると考えます。 そのため、公衆衛生の悪化を防ぐ観点から、リストにある通りの優先順位を目安としまして、計画的に処理を進めてまいります。 なお、市内の処理能力を超える場合には、近隣自治体への受け入れを要請し、また、民間事業者への委託を行い、ごみが市内に滞留しないよう対応いたします。 続きまして11ページ目、し尿の処理についてです。 1つ目は、発生量の推計についてということで、断水や停電により水洗トイレが使えなくなると、し尿の処理需要が急増すると考えます。発災後は関係部局と連携し、避難者数を速やかに把握して必要量の推計に努めます。 2つ目は、災害用トイレの設置方針です。避難所では断水時の水洗を禁止し、市の備蓄トイレやマンホールトイレを優先して使用します。不足分につきましては協定事業者へ要請して仮設トイレの設置をいたします。また、在宅の被災者におかれましては、簡易トイレ等による自宅での処理を基本といたします。 3つ目は、し尿の処理体制です。回収したし尿は、東部クリーンセンターでの処理を基本といたします。 処理能力を超える場合は、下水道部門と協議のうえ、下水処理場等の活用や、他自治体への応援要請を検討します。 最後といたしまして、12ページ目、計画の実効性の確保についてご説明いたします。 1つ目は、計画の適宜見直しについてです。関連計画の改定や、今後の訓練で判明した課題を踏まえ、見直しを行ってまいります。 2点目は、最も重要な財政面、国庫補助の活用です。災害廃棄物処理には多額の経費がかかるため、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や、施設の復旧に係る補助金を最大限に活用し、市の財政負担を抑えます。 3点目は、処理事業の管理・記録についてです。将来の災害への備えや補助金申請のために、発災直後から処理記録を残す体制を整備いたします。 最後に、人材の確保・育成といたしましては、平常時から職員研修、
--	---

	図上訓練、ワーキンググループでの検討を重ね、人材の確保・育成に努めてまいります。 以上で、松戸市災害廃棄物処理計画の改定概要に係る説明を終わります。
山田会長	ありがとうございました。 今回の千葉県台風 25 号の豪雨を想定したとしても、それにこたえることができる内容になっており、適切な内容かなと思って感心いたしました。 担当課からの今のご説明に対して、ご意見ご質問等はございますか。
馬場委員	こちらの検討について、市民の立場としても非常に重要で、こうしたご検討をいただいていること、本当に感謝申し上げます。 ありがとうございます。 1 点ご参考にお伺いできればと思うのですが、今回の千葉豪雨、幸いにも松戸市はそれほど大きな影響がなかったかなと思っているのですが、それでも一部地域は非常に被害が大きかったというふうに思っております。その中で、こちらの概要資料の 7 ページ目を見ると、既存の組織体制の中でうまく対応できたのか、それともやはり今回、なかなかうまくいかなかった部分があったのか、そういったところにつきましてざっくばらんで結構ですので、お話いただければというふうに思います。
山田会長	それでは馬場委員のご意見について、担当課からの説明をお願いいたします。
廃棄物対策課	まず範囲といたしましては、国分川の方が一番大きくて、大体、1.7～1.8 メートルぐらいは浸水したと聞いておりまして、アパートですと 1 階が水没した状況です。全体といたしましてはまだ完全に処理が終わっていませんので、途中経過ということにはなりますが、9 月末の時点で約 240 トンぐらいの災害廃棄物が発生しており、今までの松戸市の例からすると非常に大きなレベルでの災害だったと認識しております。 ただ、6 ページでいいますと、仮置き場として緊急集積場、一次、二次という書き方をされておりますけども、今回につきましては緊急的に集積所、例えば国分川の方の地域におきましては、道路の方に一時積んでいただくという形をしまして、こちらの方の設置時期は発災から 3 週間となっていますが大体 2 週間ぐらいで処理できたという状況です。 処理体制の方につきましては、概ね廃棄物対策課を中心に環境部内

	で人員の応援はいただきましたが、ある程度は環境部内で対応はできた状況です。以上です。
山田会長	ご説明ありがとうございました。馬場委員、いかがでしょうか。
馬場委員	ありがとうございます。
山田会長	他にございませんでしょうか。
藤田委員	8月13日から大雨と、台風25号の大雨がありました。それぞれの携帯、スマホ、パソコンにLINEで繋がって、避難所が開設されましたというのは、適宜、LINEで来るのですけれども、そのLINEで繋がっている方々がどのぐらいいるのかということについて、もし知っていたらというのが1点。 もう1つは、7ページに災害対策本部の枠組みが図解されているのですが、災害対策本部は、処理チームがあるのと、総務部、広報部、財務部、街づくり部、建設部と、それぞれに協力体制を組みながらやっていく場合に、その処理チームはヘッド、大将にあたる人がいて、遊軍のような人がいないと、それぞれの情報が全部自分の頭の中に入っているかということ、処理チーム自体は処理ばかりやっているの、その仕事だけで終わってしまうけれども、友軍のような人たちがいないとチームは動かない場合があるのですね。例えば、広報部は処理チームとどういう連絡体制をとっているのかというのがすごく気になるところで、友軍みたいな人たちもこの中に入っているのですかというのを聞きたかったです。その2点お願いします。
廃棄物対策課	お答えさせていただきます。 まず1点目、LINEの利用者数、登録者数が何人かについて、廃棄物対策課で把握しておりませんので、大変申し訳ございません。 2点目の件ですが、基本的には、図面に記載させていただいてるのですが、災害廃棄物処理チームの総務計画班が中心となって、例えば広報部や他の部との連携を図らせていただきます。また、ごみ収集班やごみ処理班に関しましても、総務計画班を中心として、こちらの収集にいつてくれ、こちらを処理してくれということをさせていただくことを考えております。
山田会長	ありがとうございます。藤田委員、いかがでしょうか。
藤田委員	広報部などそれぞれに指示を出すというのも、処理チームのトップになる人がやるということですね。
廃棄物対策課	そうです。総務計画班が行います。
藤田委員	わかりました。ありがとうございました。

山田会長	ありがとうございます。 他には、中村委員さん、お願いいたします。
中村委員	分別について、イメージがまだ湧かないのですが、6 ページや 8 ページに適正な分別について呼びかけるということですが、自分の目の前にある泥だらけのごみや壊れたものを早く処理したいという気持ちと、全部いっぺんに持っていても、分別されていなければ引き取ってもらえないのか、或いはその場で分別しなければいけないのか。停電などで LINE がうまく繋がらない等の場合は、どういう分別をすればいいか知っている人もいるし、知らない人もいるだろうしということで、まだ私の中でそのイメージがうまく湧かないのですけれどもその辺も少し、説明していただければありがたいです。
山田会長	よろしくお願いいたします。
廃棄物対策課	4 ページになりますけれども、災害廃棄物の種類といたしまして、可燃物、不燃物、木くず、コンクリート、金属、いろいろ記載させていただいております。 ただ、今回の水害につきましては、本来松戸市としては 8 分別でありますけれども、災害で発生したごみで基本的には燃やせる可燃物やプラスチック類は可燃物として取り扱わせていただきまして、可燃ごみ、その他のプラスチック、容器包装プラスチックの方は 1 つで可燃ごみとして出していただきました。それ以外に焼却に適さないものというのは不燃ごみという形で今回お願いいたしました。その他、粗大ごみがあるのですが、粗大ごみにつきましては当然普通の分別でも出ておりますので粗大ごみという形で出させていただきましたが、それ以外に家電 4 品目、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンにつきましては、本来、家電リサイクル法がございますので、市としては処理しないごみという形になっておりますが、災害のごみということで、泥だらけになったり水没したりしているものですから、家電 4 品目も分けて置いていただければ市の方で収集し、処理をしたところです。以上です。
山田会長	ありがとうございました。中村委員さんいかがでしょうか。
中村委員	めったにあることではないかもしれませんが、すごく大規模な場合は、集積所の仮置き場も、交通渋滞などでいろいろ混乱しそうだなど。これは家の前に置いておけば取りに来てもらえるというものと、持っていかなくてはいけないものというのは、どのような感じでしょうか。
廃棄物対策課	今回の水害の話ですと、例えば大網白里市になりますと、規模が大きくなりましたので仮置き場を設置したと聞いております。仮に松戸

	市が仮置き場を設置した場合、やはり他の自治体でよく聞くように、1時間、2時間待ちだとか、今日は置けなかったということは想定されます。また、災害のレベルによりまして、収集がまず可能かどうか、皆様の家に行けるかどうかというのがまず1つの段階なのかなと考えています。その中で当然収集できるのであれば、わざわざ可燃ごみなどを指定のところにお持ちいただくよりは集積所として置いていただいた方が収集はできますし、また、それ以外の地震などになりましたら、そちらの崩れたもの、コンクリートとかそういうものも出てきますので、そういうものは持ち込むことにはなるのですが、委員がおっしゃる通り並んだりという課題は必ず存在すると思いますので想定はしておりますが、仮置き場の候補地として6ページの方に記載させていただいていますけども、なかなかこの仮置場が仮に5ページの地震のようなレベルで起きた場合に耐えられるのかというと、正直言うと耐えられない可能性が高い状況です。また市民の方につきましては、持って来られる方もすぐは持ってこれないと思うのですね。こういうレベルの災害が仮に起きましたら数年単位で持ち込んだり処理するという形になりますので、それらを今後順次処理するという形にはなってしまうのかなと思います。
山田会長	ありがとうございました。中村委員さんいかがでしょうか。
中村委員	ありがとうございます。よくわかりました。 いずれにしても柔軟にその都度考えるということかと思います。 あともう1つ、気になったのが、すごく丁寧に作っていただいたこの資料で、とても読みやすいと思うのですが、表で文字がつぶれているところ、例えば8ページや24ページ、102ページのコンクリートガラというのが長くて重なってしまったのだろうという箇所がいくつかありました。 ありがとうございました。
山田会長	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。 それでは私の方から2点ほど。 1つ、どの行政体も、苦勞されているということを耳にするのですが、一番最後の人材の確保、育成というところで、ちょうど採用試験も一段落されたところかなと思うのですが、今、その技術職で、土木関係の人材が集まらず引く手あまたのようですが、そうした点は、どうしても災害の後には、関わってきますけれども、いかがでしょうか。
廃棄物対策課	採用の関係が人事課になりますのでお答えが難しい部分はあるのですが、いずれにいたしましても環境部として、必要な人材等につきま

	しては、年に 1 回人事課に要望することになっておりますので、その中で随時、要望させていただいている状況です。
山田会長	ありがとうございます もう 1 点は、家電などは家電取り扱いというルールがあります。そうしたことを超えた中で柔軟に対応するという点と、今回の千葉豪雨では、車の水没などによる乗用車関係の処理をどのようにしたらいいか、おそらく該当の方たちもお困りだったのではないかなと思うのですが、そうした点があっても、乗用車といったことで廃棄という形での表示はありますけれども、いかがでしょうか。
廃棄物対策課	今回千葉市などで大規模に発生したという話は聞いておりますけれども、松戸市も 0 台ではなくて数台はありましたが、仮保管場等に置くことで、現状対応ができたという状況です。
山田会長	ありがとうございます。 いかがでしょうか、他にございませんでしょうか。 そうしましたら、本日ご意見いただきました内容をもとに、事務局と調整しまして、次回の第 3 回環境審議会において答申案をお示ししたいと思います。 ここで、次の議事に移る前に、担当課の入れ替えがございますので、委員の皆様、少しお待ちください。 それではよろしいでしょうか。 最後の議事になります。議事（3）「松戸市脱炭政策の検討について」でございます。 松戸市長から環境審議会会長宛に諮問がございましたので、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	では、事務局より説明させていただきます。 松環政第 67 号、令和 8 年 9 月 16 日、松戸市長 松戸隆政より松戸市環境審議会会長宛に諮問がございました。 「松戸市脱炭素政策の検討について（諮問）」 このことについて、松戸市環境審議会条例（松戸市条例第 13 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり諮問いたします。」
山田会長	ただいま事務局より読み上げがございました（3）「松戸市脱炭素政策の検討について」、内容の詳細について、担当課より説明をお願いいたします。
ゼロカーボンシティ推進担当室	環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の舟橋と申します。 私からは議事（3）「松戸市脱炭素政策の検討について（諮問）」についてご説明させていただきます。

	この度、国の動向や社会情勢の変化等に伴い、松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、令和9年4月1日に改定を予定しております。 松戸市地球温暖化対策実行計画は昨年度より、環境審議会 脱炭素専門部会にて計画の見直しを行ってまいりました。 資料5-2をご覧ください。計画の見直しにあたっては、現行計画の評価・分析に加え、計画の改定にあたって留意が必要な社会動向や市民、事業者からの意見聴取等も踏まえて検討を行いました。 現行の松戸市地球温暖化対策実行計画については、2022年3月に策定しており、計画の位置付けとしましては、温対法に基づく区域施策編に相当する計画となっております。また気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に相当する計画でして、現行の松戸市環境基本計画の地球温暖化対策に関する部分の個別計画としても位置付けられております。 計画の期間につきましては、目標年度というところが、国の目標年度を踏まえまして、2013年度を基準年度として、短期目標として2020年度、中期目標を2030年度、そして長期目標を2050年度に設定しております。2030年度の目標は基準年度比46%削減、2050年度においてはゼロカーボン達成を、現行の計画では掲げております。 計画の対象範囲としましては、地理的な範囲としては松戸市全域、そして対象となる主体は、市民、事業者、そして市、対象となる温室効果ガスにつきましては二酸化炭素を対象としております。 部門としましては、産業、民生の業務部門、民生の家庭部門、運輸、さらには非エネルギー起源として廃棄物の部門を対象として、推計して算定しております。 それでは、今回の計画改定につきまして、先に大きな変更点2点をご説明させていただきます。 まず初めに資料5-3、11ページをご覧ください。 大きな変更点1点目は現行の計画では、計画期間・目標年度について、計画の目標年度は2030年度としておりますが、国において地球温暖化対策計画が新たに閣議決定され、その中で2035年度・2040年度の中期目標が掲げられていることから、本計画においても2050年までの長期目標の間の、中期目標を国と同様に掲げております。 続いて、32ページをご覧ください。具体的な数値目標としましては、2035年度において2013年度比60%削減、2040年度において2013年度比73%削減の目標を掲げ、それぞれの温室効果ガス排出量の削減目標を
--	---

	グラフに表しております。 続いて、34 ページをご覧ください。大きな変更点 2 点目としましては、計画で目指すまちの姿として、基本方針は現行の 4 つから 5 つとしております。新たに増えた基本方針は、「再生可能エネルギーの普及促進」です。松戸市では令和 6 年度の脱炭素専門部会において、2030 年度及び 2050 年度の再生可能エネルギー導入目標を設定しております。導入目標の達成に向け、施策の強化が必要であるという背景から、新たな基本方針として「再生可能エネルギーの普及促進」を掲げました。 それでは、松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について簡単にご説明してまいります。 まず初めに目次をご覧ください。 本計画は 4 章構成となっております。 第 1 章「計画策定の背景・意義」、第 2 章「市域の現況と課題」、第 3 章「温室効果ガス排出量の削減に向けた施策」、第 4 章「計画の進行管理」、最後に「参考資料」となっております。 それぞれの章について、簡単にご説明させていただきます。 1 ページから 9 ページにおいては第 1 章「計画策定の背景・意義」として地球温暖化対策実行計画に留意が必要な社会的動向について記載しており、10 ページからは本計画の目的、位置づけ、計画の期間と目標年度等について記載させていただきます。 15 ページから 28 ページでは第 2 章「市域の現況と課題」として、主に本市の温室効果ガス排出量の推移や将来推計、再生可能エネルギーの導入量の推移、導入ポテンシャルについて記載しています。また、各部門についての現況と課題も分析し、課題と今後の対策を記載しております。 29 ページから 48 ページにおいて、第 3 章「温室効果ガス排出量の削減に向けた施策」として、本市が目指す将来の姿、温室効果ガス排出量の削減目標、再生可能エネルギーの導入目標、目標達成に向けた取組について記載しております。 49 ページから 52 ページにおいて、第 4 章「計画の進行管理」として計画の推進体制について記載しております。 53 ページからは参考資料として、本市の特性や市民向けアンケート調査の結果、用語解説を記載しております。 なお、本計画の改定にあたっては、本日委員の皆様からご意見をいただいたのち、10 月 21 日に第 1 回脱炭素専門部会を開催し、令和 8
--	--

	年 12 月 14 日から令和 9 年 1 月 14 日までの 1 か月間パブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメント実施後、1 月に第 2 回脱炭素専門部会を開催し、2 月 1 日に環境審議会に報告する予定となっております。 事務局からの説明は以上になります。
山田会長	ご説明ありがとうございました。 委員の皆様いかがでしょうか。 それでは、付議案をお配りします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事務局より説明いたします。 松戸市環境審議会会長 山田千香子様より、松戸市脱炭素専門部会部会長 奥真美様へ、松戸市脱炭素政策の検討について（付議）です。 「令和 8 年 9 月 16 日付け、松環政第 67 号をもって松戸市長から当審議会になされた標記諮問については、脱炭素専門部会に付議します。」
山田会長	ありがとうございました。 以上が付議文案についてですけれども、こちらの形でよろしいでしょうか。 それでは異議なしということで、付議案の通り、脱炭素専門部会長宛に審議を付議します。 本件につきまして、ご異議なしと認めます。 本日の議事につきましては以上となりますが、長時間にわたり皆様お疲れ様でございました。また、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。 この先は司会を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。
事務局	山田会長、ありがとうございました。 事務局より、次回開催予定の環境審議会のご案内をさせていただきます。令和 9 年 2 月 1 日（月）10 時から、同会場にて予定をしております。 改めまして、委員の皆様には、ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 以上をもちまして令和 8 年度第 2 回松戸市環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上